

東京都児童福祉審議会 第4回専門部会
(社会的養育推進計画の策定に向けた検討)
資料集

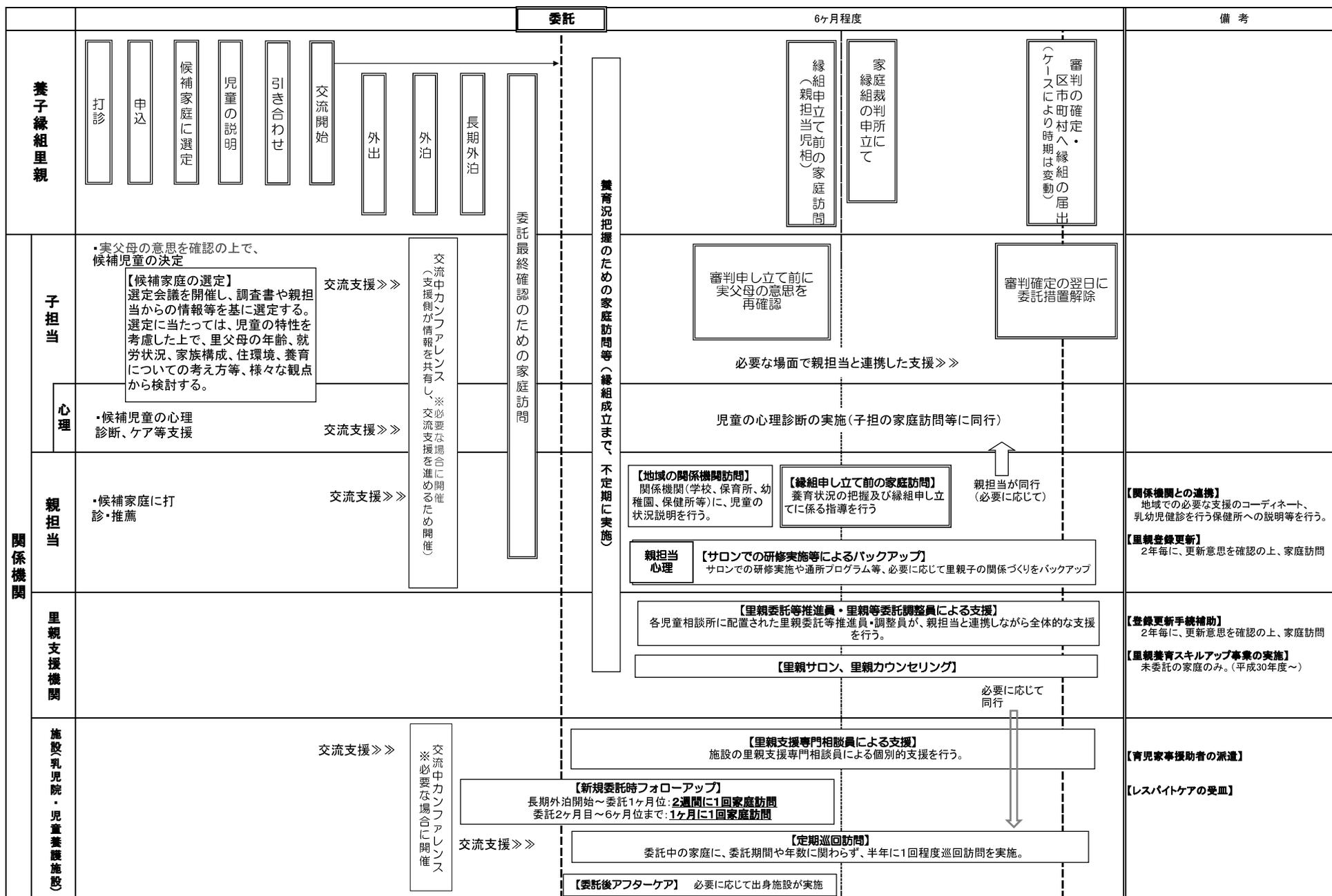
<里親等への支援>

○養子縁組里親委託フロー	1
○養子縁組成立後の養親子に対する支援について	2
○新生児委託推進事業について	3

<施設の機能転換等>

○「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」について（厚生労働省子ども家庭局長通知）	4
○平成30年度全国児童福祉主管課長会議資料（抜粋）	21
○入所児童の状況調べ（平成30年度）	24
○児童養護施設高年齢児童対象経費	25
○児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について （厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）	26
○東京都のグループホーム等の状況について	28
○グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業について	31
○乳児院・児童養護施設の子育て短期支援事業の実施状況（平成30年度）	32
○年度末（毎年3月1日）一時保護委託の状況	33

養子縁組里親委託フロー



養子縁組成立後の養親子に対する支援について

実施機関	支援の法的根拠等	実施している支援内容
児童相談所	<p>【児童福祉法】</p> <p>○養子縁組による養子となった児童、その養親となった者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと</p>	<p>○養育に関する相談に応じる</p> <p>○養親による真実告知、養子が生い立ちの整理をする際、情報を提供</p>
里親支援機関 (都の委託事業)	<p>【里親支援事業実施要綱等(国)(都)】</p> <p>○里親等による相互交流の実施</p>	<p>○養子縁組が成立した後の養親子の交流会</p> <p>○児童精神科医を招いた勉強会</p>
乳児院	<p>施設出身児童及びその家庭に対するアフターケア また下記職員の業務として実施</p> <p>【国通知※に基づく里親支援専門相談員の業務】</p> <p>○里親サロンの運営</p> <p>○アフターケアとしての相談</p> <p>【国通知※に基づく家庭支援専門相談員の業務】</p> <p>○養子縁組の成立後における相談援助等</p> <p>※雇児発0405第11号「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」</p>	<p>○施設出身の児童と養子縁組をした養親子の交流会</p> <p>○心理士を講師とした勉強会</p> <p>○法人や施設が行うイベントに招待</p> <p>○養子の養育に関する相談に乗る。定期的に葉書、年賀状を送るなど、施設側から繋がりを持ち、随時、養親子が相談をしやすい状況をつくる</p> <p>○生い立ちの整理を希望する養子に協力、情報を提供</p>

新生児委託推進事業について

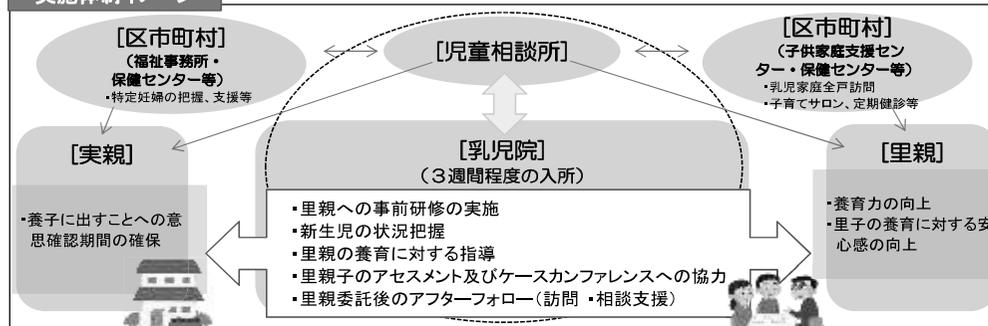
事業の概要

平成28年11月 東京都児童福祉審議会提言

乳児院の協力のもと、養育に対する助言や指導、里親子関係のアセスメント等を短期間（概ね3週間以内）で行い、できるだけ新生児のうちに委託に結びつけることが求められる。

家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、できる限り早期に特別養子縁組ができるよう、乳児院において養子縁組里親の養育力向上のための研修実施や新生児と養子縁組里親の交流支援を行い、新生児委託を推進する。（平成29年度～31年度のモデル事業）

実施体制イメージ



○3年間のモデル事業とし、その間、乳児院は都内一か所に限定。（二葉乳児院）
乳児院に以下の事業を委託する。

- ①新生児委託コーディネーターの配置
- ②養子縁組里親の養育力向上事業、
- ③乳児院の在籍確保事業、
- ④貸出用新生児用品の整備

○新生児（出生後28日以内）を委託する養子縁組里親（新生児里親）は選定し、リスト化する。

※新生児里親の要件

- ①東京都の養子縁組里親として認定・登録済であること
- ②年齢が里父母ともに45歳以下であること
- ③1歳未満の乳児を養育していないこと
- ④複数回の面接、家庭訪問、乳児院での事前研修（平日2日間）に里父母で対応できること
- ⑤児童紹介後、速やかに交流（宿泊を含む）を開始し、新生児期から家庭で養育できる体制を、里父母協力して整えられること

これまでの取組状況（平成31年3月31日現在）

○新生児委託の実績

- ・委託件数 7件
 - ・委託時生後日数 平均37日（27日～49日）
 - ・実母の状況 特定妊婦4件、飛び込み出産3件
- ※生後1か月未満での措置は、本事業により始めて実施

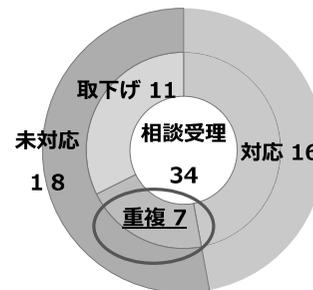
○新生児里親 リスト化実績

説明会参加家庭	面接申込家庭	面接実施家庭					最終面接	乳児院研修
		合同	里父個別	里母個別	家庭訪問			
61	27	28	23	23	17	17	18	

※新生児里親の要件を満たし、新生児里親リストに登録された家庭数は、17家庭
また、平成31年3月31日時点で、リストに登録されていたのは、7家庭

○相談受理の内訳

※先行ケースとの時期の重複により、本事業の活用に至らなかったケースが、7件あった。



○養子縁組候補児童の状況

※本事業の開始に伴い、養子縁組候補となるまでの月齢が短縮され、特に生後3か月までの候補児童数が増加した。

